

氏名 \_\_\_\_\_

令和5年3月15日実施 沖縄総合事務局

法令試験問題

解答用紙

問 1

1		2		3		4		5	
6		7		8		9		10	
11		12		13		14		15	
16		17		18		19		20	
21		22		23		24		25	
26		27		28		29		30	
31		32		33		34		35	

問 2

①		②		③		④		⑤	
---	--	---	--	---	--	---	--	---	--

## 令和5年3月15日 沖縄総合事務局法令試験問題

問1 次の文章のうち正しいものには○印を、誤っているものには×印を解答用紙に記入しなさい。

1. 事業の廃止をしようとするときは、道路運送法に規定する手続きが必要ですが、この際、提出する届出書には「廃止する理由」を記載する必要はありません。
2. 期限更新日において年齢が満65歳以上の個人タクシー事業者は、期限更新申請書に旅客自動車運送事業運輸規則に定めるところによる高齢者に対する適性診断（適齢診断）を受診したことを証する書面を添付すれば、公的医療機関等の医療提供施設において健康診断を受診したことを証する書面を添付する必要はありません。
3. 道路運送法の一般乗用旅客自動車運送事業は、一個の契約により国土交通省令で定める乗車定員未満の自動車を貸し切って旅客を運送する事業をいいます。
4. 道路運送車両法の規定では、自動車の装置が、保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準に適合していなくてもその自動車は運行の用に供することができます。
5. 旅客自動車運送事業者は自動車事故報告規則に規定する事故を引き起こした場合には2週間以内に自動車事故報告書を提出しなければなりません。
6. 一般乗用旅客自動車運送事業者は、原則、運送の申込みを受けた順序で旅客の運送を行わなければなりません。
7. タクシー乗務員は、タクシーに乗務したときは、乗務の開始及び終了の地点及び日時並びに主な経過地点及び乗務した距離などを乗務記録に記録しなければなりません。が、天候については記録する必要はありません。
8. 事業者が認可を受けている運賃及び料金を変更しようとする場合の認可申請書には変更の理由を記載しなければなりません。
9. 旅客自動車運送事業者は、旅客の運送中に天災その他の事故により当該旅客が負傷したときは、速やかに応急手当その他の必要な措置を講じなければなりません。
10. 一般旅客自動車運送事業者は、旅客自動車運送事業等報告規則の規定により「事業報告書」及び「輸送実績報告書」を提出しなければなりません。が、個人タクシー事業者は「輸送実績報告書」のみ提出すればよいこととなっています。

11. 一般乗用旅客自動車運送事業の標準運送約款には、運賃及び料金の収受に関し、旅客の下車の際にその支払いを求めることが規定されています。
12. 時間制運賃による契約の場合は、タクシーメータ器にカバーをし、前面に「賃送」の表示をするものとします。
13. 道路運送法の規定により運賃及び料金の割り戻しは禁止されていますが、やむを得ない事由があると認められるときは、この限りではありません。
14. 道路運送法に規定されている一般乗用旅客自動車運送事業の許可申請書の事業計画には、営業区域等について記載することになっていますが、自動車車庫の位置及び収容能力については記載する必要はありません。
15. 個人タクシー事業者は、氏名及び住所を明らかにした者から運輸に関する苦情の申出を受け付けた場合、一定の事項を記録し、かつ、その記録を3年間保存しなければなりません。
16. 乗車する時には気が付かない場合であっても、運送の途中に旅客が危険物（旅客自動車運送事業運輸規則で規定されているもの）を携帯していることが判明したときは、その時点で当該旅客に対し運送の継続を拒絶することができます。
17. 個人タクシー事業者が、許可等を受けた日又は前回の期限更新の決定がなされた日から当該申請書提出時の期限更新の決定がなされる日までの間に、旅客自動車運送事業等報告規則に基づく事業報告書、輸送実績報告書を提出していなくても、個人タクシー事業の更新後の許可期限には影響しません。
18. 事業用自動車の所有者の住所変更の場合、道路運送車両法の規定に基づきその事由があった日から15日以内に変更登録の申請をしなければなりません。
19. 1年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過していない者は、個人タクシー事業の許可を受けることができません。
20. 事業者は、事業計画に従わずにその業務を行ったときには、事業計画に従い業務を行うべきことの命令を受けることがあります。

21. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車に応急修理のために必要な器具及び部品を備えなければ、当該事業用自動車を旅客の運送の用に供してはなりません。運送の途中において当該事業用自動車に故障が発生した場合に、これらの器具及び部品を容易に供給することができる時、又は旅客の運送を容易に継続することができる時であっても、当該事業用自動車を旅客の運送の用に供することはできません。
22. 個人タクシー事業の譲渡及び譲受の場合に限っては、譲渡譲受契約があれば道路運送法に規定する手続きは必要ありません。
23. 道路運送法の規定に基づく「事業の休止」中であっても、道路運送車両法の規定する継続検査を行うことができます。
24. 営業区域内にある自宅を主たる事務所及び営業所としていた個人タクシー事業者が、当該自宅を増築した場合、主たる事務所及び営業所の広さに変更があっても位置に変更がなければ、事業計画変更の手続きは必要ありません。
25. 一般乗用旅客自動車運送事業の標準運送約款には、運賃及び料金は、いかなる場合でも、運賃料金メータ器の表示額によることが規定されています。
26. 旅客自動車運送事業者に対しては、自動車事故を起こしたときは、事故の程度を問わず、全ての事故について、自動車事故報告規則の規定に基づく報告書の提出が義務づけられています。
27. 旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者は、その服装について特に規定はありません。
28. 自動車点検基準に規定する日常点検基準においては、タクシー車両のブレーキについては、走行距離、運行時の状態等から判断した適切な時期に行えばよいこととなっています。
29. 個人タクシー事業者は、使用している事業用自動車に故障等により使用できなくなった場合、一時的に自家用自動車を使用して、事業を行うことができます。
30. 個人タクシー事業者が許可に付された条件に違反したときは、6月以内において期間を定めて自動車その他の輸送施設の当該事業のための使用の停止を命ぜられることがあります。
31. 休憩又は仮眠した場合の地点及び日時は、乗務記録に記録しなければなりません。

32. 道路運送法において、一般旅客自動車運送事業者は、特定の旅客に対し、不当な差別的取扱いをしてはならないことが規定されていますが、特約があれば個人タクシー事業者はその適用が除外されます。
33. 輸送実績報告書の事故件数は重大事故件数のみ記載することとなっています。
34. 旅客自動車運送事業者は事業用自動車に係る事故の記録を1年間保存しなければなりません。
35. 一般乗用旅客自動車運送事業の運送約款には、運送の引受けに関する事項等を定めることが必要ですが、運送責任の始期及び終期についても定めなければなりません。

問2 次の法令の（ ）にあてはまる言葉を下欄の枠内から選び、その記号を解答用紙に記入して下さい。

○道路運送法

(運送引受義務)

第十三条 一般旅客自動車運送事業者(一般貸切旅客自動車運送事業者を除く。次条において同じ。)は、次の場合を除いては、運送の引受けを拒絶してはならない。

- 一 当該運送の申込みが第十一条第一項の規定により認可を受けた運送約款(標準運送約款と同一の運送約款を定めているときは、当該運送約款)によらないものであるとき。
- 二 当該運送に適する( ① )がないとき。
- 三 当該運送に関し申込者から( ② )を求められたとき。
- 四～六 (省略)

○旅客自動車運送事業運輸規則

(事故の場合の処置)

第十八条 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運行を中断したときは、当該自動車に乗車している旅客のために、次の各号に掲げる事項に関して適切な処置をしなければならない。

- 一 旅客の運送を( ③ )すること。
  - 二 旅客を( ④ )まで送還すること。
  - 三 前各号に掲げるもののほか、旅客を( ⑤ )すること。
- 2 (省略)

ア 金銭の收受	イ 資格	ウ 設備	エ 継続
オ 変更	カ 出発地	キ 指導	ク 援助
ケ 不当な要求	コ 遵守	サ 保護	シ 車両
ス 目的地	セ 自宅	ソ 特別の負担	

令和5年3月15日実施 沖縄総合事務局

法令試験問題模範解答

※ この模範解答は運輸局が公式に発表したものではなく、日個連東京都営業協同組合組織維持対策室にて判断・作成したものです。運輸局の見解とは異なる場合もあり得ますので、予めご了承下さい。

問 1

1	× 運施25	2	× 期限更新	3	○ 運3	4	× 車41	5	× 事故2+3
6	○ 運14	7	○ 輸25	8	○ 運施10-3	9	○ 輸19	10	× 報告2
11	○ 約款6	12	× 運賃制度	13	× 運10	14	× 運施4	15	× 輸3
16	○ 輸13+52	17	× 期限更新	18	○ 車12	19	○ 運7	20	○ 運16
21	× 輸43	22	× 運36	23	○ 運38+車62	24	○ 運15ほか	25	× 約款5
26	× 事故2+3	27	× 輸50	28	× 点検別表	29	× 運78	30	○ 運40
31	○ 輸25	32	× 運30	33	× 報告様式	34	× 輸26-2	35	○ 運施12

問 2

①	ウ	②	ソ	③	エ	④	カ	⑤	サ
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

- 新型設問はありません。
- 2 は法改正後、初めて「適齢診断」に置き換わった設問です。
- 12・25 は原文通りです。
- 句読点の違いは既出扱いです。